



# 広告掲載基準変更 解説資料

2018年4月18日実施予定

ヤフー株式会社  
2018年1月

<http://marketing.yahoo.co.jp/>

- 本資料について
- 適用開始日
- 変更一覧
- 変更詳細

- 本資料は2018年4月18日（水）に変更予定の広告掲載基準に関して、変更箇所や影響などについてまとめた資料です。
- 各基準の変更箇所（P7以降）については以下のとおり色分けしています。  
赤字：変更または追加箇所  
青字：削除箇所

弊社では下記日程で広告掲載基準の変更を実施します。

## ■ 適用開始日

2018年4月18日（水）

※日程は変更になる場合があります。

章	基準項目	変更内容	掲載可否への影響
第2章	広告の有用性について	広告に有用性を求める基準を新規項目として追加	あり
	6. ユーザーに迷惑となる広告の禁止 【第9章4.5.関連】	公式のサイトであるかのようなつくりで、ユーザーに誤認を与えるおそれのあるものを禁止する基準を追加 (これまでも不可としていましたが明文化します)	なし
第5章	4. 旅行、旅行業	日本旅行業協会または全国旅行業協会への加盟を必須としていた基準を、監督官庁に対して旅行業に必要な登録をしていれば掲載可とする基準に変更	協会に加盟していない事業者も掲載が可能になります。
	5. 留学サービス業	事業者の実態が確かであれば、留学先の学校とは直接の提携でなくとも掲載可とする基準に変更	留学先の学校と直接提携をしていない事業者も掲載が可能になります。
	24. 私設私書箱	『犯罪収益移転防止法』において私設私書箱同様に規制されている「電話受付代行業」「電話サービス事業」を、本基準の適用業種に追加	あり
	33. 商品の価格やサービスの内容を複数掲載し、比較ができるサービス	掲載されている商品、サービスに対し、ユーザーが正しい判断や選択ができるよう、掲載されている情報が恣意的なものは掲載不可とする基準を追加	あり
第9章	2. アフィリエイトサイトの広告表現	アフィリエイト広告に限らず、公式サイトと誤認されるおそれのあるすべての広告を規制するため、アフィリエイトサイトに限定した広告表現の基準を削除	なし
	5. ユーザーに誤解を与える表現 【第2章6.(2) (3)関連】	表現の手法に限らずユーザーの意図しないサイトへ誘引するものは不可とする基準文に変更。また、これまで「2.アフィリエイトサイトの広告表現」の基準で規定していた「訴求する商品名やサービス名を伏せたクリエイティブの禁止」を本基準で、ユーザーの意図しないサイトへ誘引するもののひとつとして規制	あり

# 変更詳細

### ■現基準

#### 2. 広告の関連性について【第9章3.関連】

クリエイティブから関連性または有用性の低いページへリンクすることはできません。

スポンサードサーチなどユーザーの検索キーワードをきっかけに広告を表示するものについては、検索キーワード、クリエイティブおよびリンク先のページの関連性も必要です。

以下のような広告は掲載できません。

- (1) 検索キーワードと関連する情報が不十分なクリエイティブ
- (2) 訴求する商品やサービスなどの情報が不十分なリンク先のページ
- (3) 広告主による独自のコンテンツが乏しいリンク先のページ
- (4) アービトラージサイト等、第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているリンク先のページ

### ■新基準

#### 2. 広告の関連性について【第9章2.関連】

クリエイティブから関連性の低いページへリンクすることはできません。

スポンサードサーチなどユーザーの検索キーワードをきっかけに広告を表示するものについては、検索キーワード、クリエイティブおよびリンク先のページの関連性も必要です。

以下のような広告は掲載できません。

- (1) 検索キーワードと関連する情報が不十分なクリエイティブ
- (2) 訴求する商品やサービスなどの情報が不十分なリンク先のページ

### 【変更点】

「広告の関連性について」の基準から、有用性に関する項目を削除します。

「広告の有用性について」の基準を新設し、削除した項目を移動します。

### 【変更による影響】

基準項目の削除となりますが、「広告の有用性について」の基準を新設したため、全体の掲載可否には影響があります。

### ■新設

#### 3.広告の有用性について

ユーザーにとって有用性の低い、以下のような広告は掲載できません。

- (1) 広告主による独自のコンテンツが乏しいもの
- (2) アービトラージサイト等、第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているものや、広告のクリック等をさせることを主目的としているようなもの
- (3) 正確性・信憑性に欠けるもの
- (4) その他、ユーザーにとって有用性の低いもの

### 【変更点】

現基準の「広告の関連性について」の(1)(2)を、「広告の有用性について」の基準へ移動します。

新たに、正確性・信憑性に欠けるものを掲載不可とする基準を(3)に追加します。

(1)～(3)には該当しないものであっても、有用性が低いものは掲載不可となるため(4)も追加します。

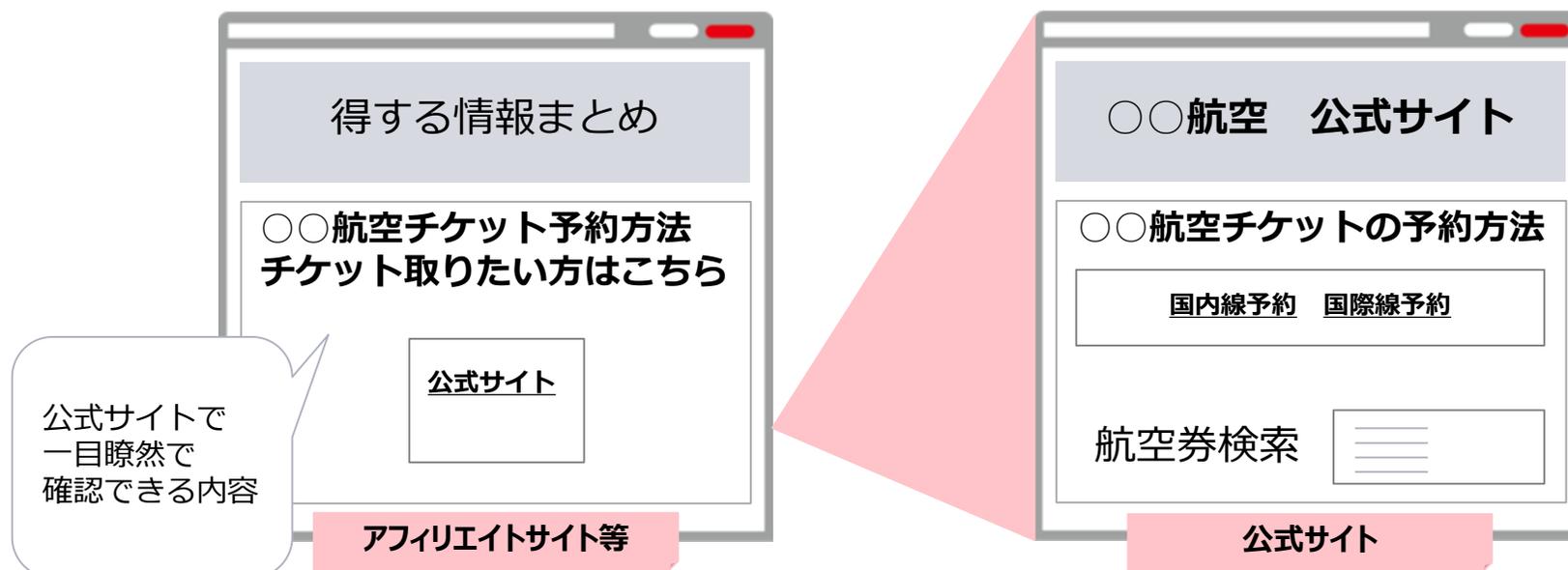
### 【変更による影響】

これまで有用性の低いサイトは掲載不可としていましたが、新たに有用性の低いサイトの定義を明文化した基準項目が追加となったため、掲載可否に影響があります。

## 掲載不可のサイト

広告主による独自のコンテンツが乏しいものは掲載できません。

✕ 公式サイトを閲覧すれば一目瞭然で確認できる内容



### 👉 Point!

✓ そのサイトを介する必要がないサイトは掲載不可となります。

## 掲載不可のサイト

アービトラージサイト等、第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているものや、広告のクリック等をさせることを主目的としているようなものは掲載できません。

× 第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているもの



広告主以外の広告の  
占拠率が高いもの

## 掲載不可のサイト

「正確性・信憑性に欠ける」と判断されるものは掲載できません。

✕ 個人ブログや体験談などの正確性や信憑性にかけるもの

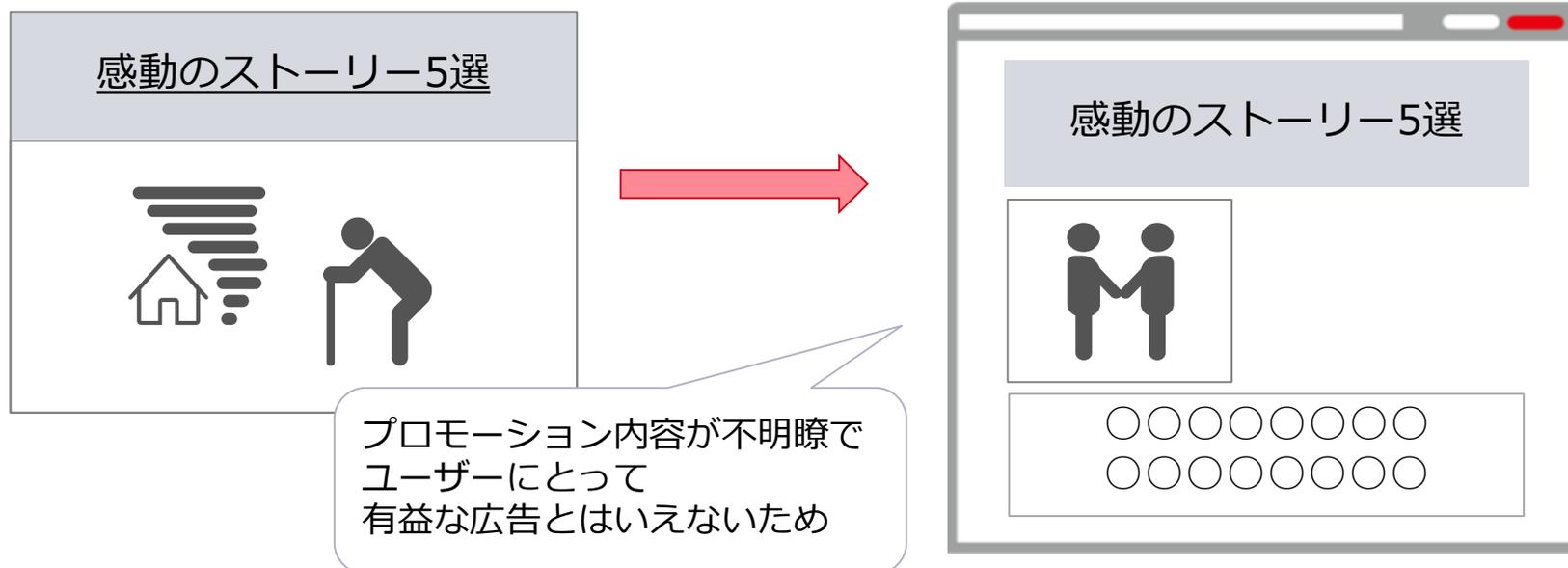


個人ブログや体験談、  
訴求商品の他にコンテンツを  
持たないメディア

## 掲載不可のサイト

その他、ユーザーにとって有益な情報とはいえないものは掲載できません。

### × プロモーションする商品、サービスが不明瞭なもの



### 👉 Point!

- ✓ サイトコンテンツの訴求として弊社が認めるものは、掲載可能となる場合があります。

### ■現基準

#### 2. アフィリエイトサイトの広告表現

成功報酬型広告契約またはアフィリエイト・プログラムに基づく広告については、以下を満たす必要があります。

(1) 提携先サイトと誤認される可能性のある広告表現の場合、表示が省略されない箇所にアフィリエイトサイトである旨を明記してください。

テキスト広告の場合は「提携」等の文言を明記してください。それ以外の広告の場合は「アフィリエイト広告」の文言を明記してください。

(2) 訴求する商品名やサービス名を表示が省略されない箇所に明記してください。

### ■新基準

削除

#### 【変更点】

アフィリエイトサイトに限定していた基準項目を削除します。

ただし、(2)については「ユーザーに迷惑となる広告の禁止」に移動します。

#### 【変更による影響】

基準項目の(1)は削除となるため影響がありますが、(2)は他の基準に移動しますので影響はありません。

### ■現基準

#### 6. ユーザーに迷惑となる広告の禁止【第9章4.5.関連】

以下のような広告でユーザーを不快にさせたり、混乱させるものを掲載することはできません。

(1)～(5)は変更なしのため省略

(6) その他、ユーザーに迷惑となるもの

### ■新基準

#### 7. ユーザーに迷惑となる広告の禁止【第9章3.4.関連】

以下のような広告でユーザーを不快にさせたり、混乱させるものを掲載することはできません。

(1)～(5)は変更なしのため省略

(6) 訴求する商品やサービスの公式のサイトのように見えることで、ユーザーを惑わすおそれのあるもの

(7) その他、ユーザーに迷惑となるもの

### 【変更点】

公式のサイトであるかのような見た目ユーザーを惑わすようなものは、これまでも掲載不可としていましたが、基準として明文化します。

### 【変更による影響】

これまでも上記の観点で審査をしていたため掲載可否への影響はありません。

## 掲載不可のサイト

公式のサイトであるとユーザーを誤認させるおそれのあるものは掲載できません。

❌ 他社の企業ロゴを使用するなどして、公式サイトと誤認させるもの



他社の企業ロゴやサイト  
キャプチャを使用して、  
公式サイトと誤認させるもの



他社のURLと類似のURLを  
使用して、公式サイトと  
誤認させるもの

### ■現基準

5. ユーザーに誤解を与えるような表現【第2章6.(2)(3)関連】

以下のようなクリエイティブは掲載できません。

(4) 「公式」等の文言を用いてユーザーの意図しないサイトへ誘引するもの

※(1)～(3)(5)(6)は変更なしのため省略

### ■新基準

4. ユーザーに誤解を与えるような表現【第2章7.(2)(3)関連】

(4) 以下のような手法でユーザーの意図しないサイトへ誘引するもの

1. 「公式」の文言を用いるなど

2. 訴求する商品名やサービス名を伏せる

※(1)～(3)(5)(6)は変更なしのため省略

### 【変更点】

これまで「公式」等の文言を用いることに限定していましたが、「公式」等の文言の使用に限らず、こういった手法であっても、ユーザーの意図しないサイトに誘引するものは掲載不可とします。

「アフィリエイトサイトの広告表現」の基準項目の(2)で規定していた内容を本項目に移動します。

クリエイティブ上で、訴求する商品名やサービス名を伏せているアフィリエイト広告（一見アフィリエイト広告に見えるようなものも含む）に関しては、「訴求する商品名やサービス名を伏せる」ことで、ユーザーを意図しないサイトに誘引するとみなし、掲載不可と判断します。

### 【変更による影響】

適用範囲が変更となるため、掲載可否に影響があります。

## 掲載不可のサイト

「公式」の文言を用いるなどでユーザーの意図しないサイトへ誘引するものは掲載できません。

- × 「公式」やその他文言を用いて、公式サイトに遷移すると誤認を与えるようなもの  
文言は用いていないが、公式サイトに遷移すると誤認を与えるおそれのあるもの

[Yahoo! JAPAN ホームページ](#)  
[www.example.com/](#)  
ヤフーニュースはコチラ

「ホームページ」という文言を使用して公式サイトであると誤認させるもの



他社の公式キャラクター画像などをバナー広告に使用して、公式サイトに遷移すると誤認させるもの

## ■現基準

- (1) 当社の広告掲載基準と同等の基準に基づき、掲載する店舗、サービス提供元、および表示内容を審査していること
- (2) 掲載されている情報の表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちに掲載を取り下げる体制が整備されていること
- (3) サービス運営者により、ランキング等の順位付けをする場合は、以下の事実を明らかにし、ランキングの根拠を明確にすること
  1. 調査の目的（企画、意図、実施者など）
  2. 調査の方法（母集団数、有効回答数、調査対象者や地域の選定方法、調査の実施時期など）

## ■新基準

- (1) 当社の広告掲載基準と同等の基準に基づき、掲載する店舗、サービス提供元、および表示内容を審査していること
- (2) 掲載されている情報の表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちに掲載を取り下げる体制が整備されていること
- (3) 掲載されている情報が恣意的ではないこと
- (4) サービス運営者により、ランキング等の順位付けをする場合は、以下の事実を明らかにし、ランキングの根拠を明確にすること
  1. 調査の目的（企画、意図、実施者など）
  2. 調査の方法（母集団数、有効回答数、調査対象者や地域の選定方法、調査の実施時期など）

## 【変更点】

恣意的なランキングや比較をしているサイトでは、ユーザーが掲載されている商品、サービスに対し正しい判断や選択をすることができない可能性があるため、掲載されている情報が恣意的なものは掲載不可とする基準を追加します。

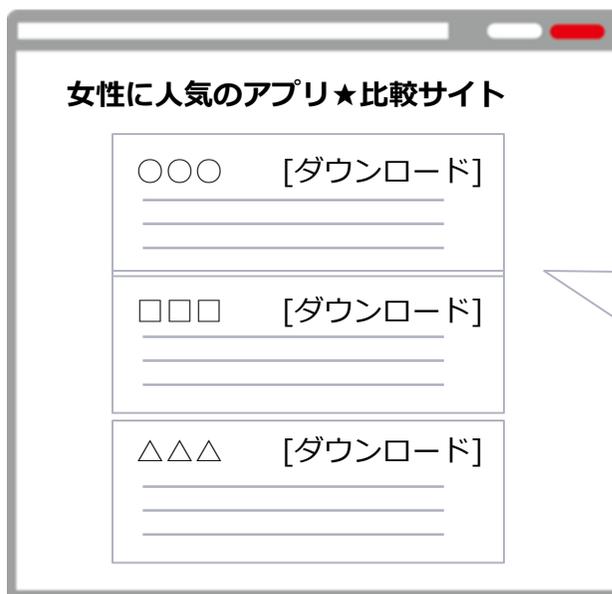
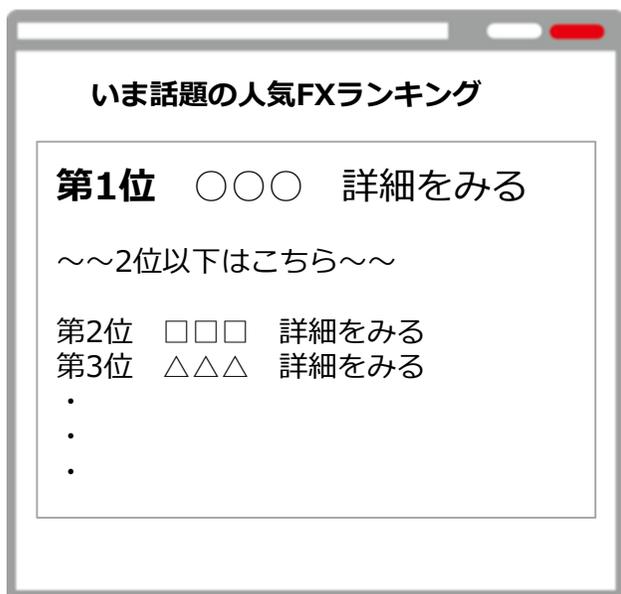
## 【変更による影響】

新たに基準項目が追加となったため、掲載可否に影響があります。

## 掲載不可のサイト

掲載されている情報が恣意的と判断されるものは掲載できません。

× ランキングの順位、並び順が固定されているもの

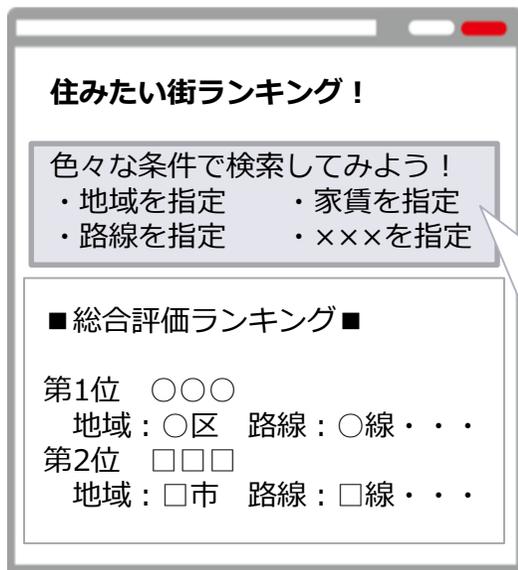


ランキングの順位や並び順が固定されており、ユーザーが自ら選択した条件で「絞り込み」や「並び替え」ができないもの

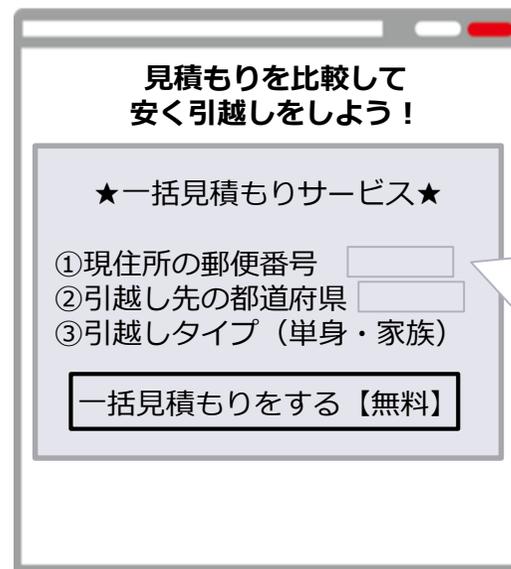
## 掲載可のサイト

掲載されている情報が恣意的ではないと判断されるものは掲載できます。

### ○ ユーザーが自ら選択した条件で「絞り込み」や「並び替え」ができるサイト



条件の絞り込み機能がついており、ユーザーが自ら選択した条件でランキングの絞り込みが可能となっているもの



一括見積もり機能がついており、ユーザーが自ら選択した条件で商品、サービスの比較が可能となっているもの

### 👉 Point!

- ✓ 「絞り込み」や「並び替え」の機能がある場合でも、順位、並び順が変わらないように作られているもの（常に1位が変わらない）等は、恣意的な情報と判断することがあります。

### ■ 現基準

#### 4. 旅行、旅行業

- (1) 日本旅行業協会または全国旅行業協会に加盟していること
- (2) 日本旅行業協会が定める、「電子旅行取引」に準じていること、または、日本旅行業協会または全国旅行業協会が付与するe-TBT の認定を受けていること

### ■ 新基準

#### 4. 旅行、旅行業

- (1) 監督官庁に対して、旅行業に必要な登録をしていること
- (2) 日本旅行業協会が定める、「旅行のウェブ取引に関するガイドライン」に準じていること、または、日本旅行業協会または全国旅行業協会が付与するe-TBT の認定を受けていること

### 【変更点】

業界団体に加盟をしていることを必須とはしない掲載基準に変更します。  
また「電子旅行取引」の最新版は「旅行のウェブ取引に関するガイドライン」のため、基準文を変更します。

### 【変更による影響】

業界団体に加盟していない事業者も掲載が可能になります。

### ■現基準

#### 5. 留学サービス

- (1) 事業者の実態が確かで、実績があること
- (2) 留学先の学校と直接提携していること
- (3) 留学先等の情報、カリキュラム・プログラムの内容、料金体系等の詳細が表示されていること
- (4) 旅行業を営むものが取り扱う場合は、当社の広告掲載基準「旅行、旅行業」に準じていること

### ■新基準

#### 5. 留学サービス

- (1) 留学先の学校と直接提携している等、事業者の実態が確かであること
- (2) 留学先等の情報、カリキュラム・プログラムの内容、料金体系等の詳細が表示されていること
- (3) 旅行業を営むものが取り扱う場合は、当社の広告掲載基準「旅行、旅行業」に準じていること

### 【変更点】

留学先の学校と直接提携を必須とはしない掲載基準に変更します。

### 【変更による影響】

留学先の学校と直接提携をしていない事業者も掲載が可能になります。

### ■現基準

#### 24. 私設私書箱

- (1) 利用にあたって、書面による本人確認が義務付けられていること
- (2) 会社概要、料金体系等の情報が明瞭であること

### ■新基準

#### 24. 私設私書箱、電話受付代行業、電話転送サービス事業

- (1) 利用にあたって、書面による本人確認が義務付けられていること
- (2) 会社概要、料金体系等の情報が明瞭であること

### 【変更点】

電話受付代行業や電話転送サービス事業も、犯罪の温床となりうるサービスのため、私設私書箱同様に規制をします。

**電話受付代行業**：顧客に対し、受付代行業者の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、顧客宛ての受付代行業者の電話番号に係る電話（FAXを含む。）を受けてその内容を顧客に連絡するサービス

**電話転送サービス事業**：顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送するサービス

### 【変更による影響】

適用範囲が新たに追加となったため、掲載可否に影響があります。